

[資料]

家族関係法 1970年－1993年

——アルバータ州 (The Domestic Relations Act) ——

村 井 衡 平

アルバータの地は、当初、1670年のイギリス国王の特許状によってハドソン湾会社に与えられた領有地の一部であったが、1869年12月1日にいたり、カナダ連邦政府がこれを取得した。そして、同地で早熟のマーキス小麦が開発されるに伴い、植民者達がカナダ西部に殺到し、アメリカ、東部カナダおよびヨーロッパからもやってきた人々の数がほぼ同数になった。人口は1901年に7万3000人であったのが、1911年には37万4000人を越えるにいたった。その間、1905年7月20日の「アルバータ法」により、ノース・ウエスト地方から分離して、アルバータ州が創設された。それより前、1880年の「ノース・ウエスト地方法」は、1886年6月2日に修正され、その第3条によって1870年7月15日現在のイギリスの法律を導入していた。そして、1870年7月15日までに修正をうけた1857年8月27日現在のイギリスの「離婚および婚姻訴訟事件法」がノース・ウエスト地方にも導入されており、したがって、アルバータ州においても同法が引続いて効力を有することになった。

さらに降つて、連邦政府は1968年にいたり、その専属管轄権をはじめて行使して、これまで各州に存在した離婚法に代えて、カナダ全土に一般的な効力をもつ離婚法を制定するにいたった。1968年7月2日より施行された「離婚に関する法律」がこれである。かくして、アルバータ州においても、離婚に関しては同法の適用をうけることになった。

ところで、ここに紹介するのは、上記のような連邦の離婚法が制定された直後に、アルバータ州で1970年に制定された「家族関係法」(The Domestic Relations Act) であり、その内容は1911年までの修正を含む1993年現在のものある。

各節の題目は以下のとおりである。

- 第1節 配偶者権の回復
 - 第2節 裁判上の別居
 - 第3節 扶助料および扶養料
 - 第4節 保護命令
 - 第5節 配偶者権の喪失
 - 第6節 婚姻詐欺
 - 第7節 未成年者の後見および監護
 - 第8節 親子関係の創設
-

定 義

第1条 本法において，“裁判所”とは、女王座裁判所を意味する。

第1節 配偶者権の回復

配偶者権回復の判決

第2条 婚姻当事者の一方が他方との同居を拒否するとき、裁判所は、その裁量により、配偶者権回復の判決を言渡すことができる。

判決は逮捕によって強制されない。

第3条 配偶者権回復の判決は、逮捕によって強制されないものとする。

裁判上の別居の訴え

第4条 被告が配偶者権回復のための裁判所の判決に従わないとき、被告はそれにより、正当な理由のない遺棄の罪があるとみなされるもの

とし、裁判上の別居の訴えを直ちに提起することができ、第6条に規定される2年の期間が配偶者権回復の判決に従うことなく経過していくなくとも、裁判上の別居の判決を言渡すことができる。

第2節 裁判上の別居

定 義

第5条 本節において、“婚姻上の犯罪”とは、第6条に規定される犯罪のどれかを意味する。

判決または裁判上の別居の理由

第6条 (1) 裁判上の別居の判決は、他方配偶者が婚姻の挙式以降

- (a) 姦 通
- (b) 虐 待
- (c) 遺 棄

(1) 正当な理由なしに2年もしくはそれ以上
(2) 配偶者権回復の判決に他方配偶者が従わない事実によつて構成される

または

- (d) 男色、獸姦もしくはこれらの犯罪のいずれかを犯すべく企てるとき

一方配偶者により、裁判所から入手されることがある。

(2) 本法において、“虐待”はその意味において、生命、身体または健康に危険を及ぼす行為に限定されることなく、裁判所の意見によれば、別居を求める人に、他方がそのような行為をしたのちに喜んで同意することを合理的に期待できないような、はなはだしい侮辱および耐えがたい一連の行為を含んでいる。

訴えを審理する裁判所の管轄権

第7条 裁判所は、訴えの当事者双方が

- (a) 訴えの開始のときにアルバータに居住しており

- (b) 彼等の同居が終止されたとき、もしくは別居を請求する基礎をなす事件が生じたとき、アルバータに婚姻住居を有していたか、または
- (c) 訴えの開始のときにアルバータに居住していたとき

裁判上の別居または配偶者権回復の訴えを審理する管轄権を有している。

裁判上の別居の判決が言渡されない場合

第8条 事件の審理において、原告が

- (a) 妾通を理由として裁判上の別居が請求されているとの事件においても、他方当事者の妾通を補助もしくは黙認していたこと
- (b) 非難されている婚姻上の犯罪を宥恕したこと
- (c) 被告と共に謀して請求を提出もしくは続行したこと、または
- (d) 婚姻の存在中に妾通を犯し、それが宥恕されていないことが明らかになると、裁判上の別居の判決は言渡されないものとする。

妾通を導く行為

第9条 請求が妾通を理由として提起され、審理において、原告に妾通を導く行為について責のあったことが明らかにされるとき、裁判上の別居の判決は拒否されることができる。

裁判上の別居の判決の効力

第10条 裁判上の別居の判決が言渡されたのち

- (a) 夫婦のいずれも同居する義務はなく、また
- (b) 妻は、別居が継続する間、契約・権利侵害・民事手続で訴えまたは訴えられるため、または他のすべての目的のため、未婚婦人と考えられるものとし、彼女の夫の住所と別の新しい住所を取得することを含め、すべての目的のために契約能力があり、独立の人とみなされるものとする。

別居後の財産

第11条 裁判別居の判決ののち、別居の継続中に、夫婦の一方が無遺言で死亡するとき、死亡する人の財産は、生存者がその人より先に死亡

したかのように相続される。

配偶者の行為による責任

第12条 裁判上の別居の判決ののち、別居の継続中に、夫婦の一方は、他方配偶者が締結したか締結しようとするどのような約束もしくは契約または違法行為もしくは不作為、または他方配偶者がなんらかの行為により生じさせたどのような費用についても、責任を負わされない。

姦通より生じる損害賠償

第13条 夫婦の一方は、裁判上の別居の訴えによるか、または損害の回復に限られる訴えにより、他方配偶者と姦通した人から損害を回復することができ、裁判所は損害賠償の支払方法を指示することができ、その全部もしくは一部が、もしあれば、子の利益のため、またはその配偶者の扶養料のための準備とされるよう指示することができる。

損害賠償の訴えの棄却

第14条 (1) 裁判所は

- (a) 原告が婚姻中に、訴えている姦通を補助もしくは黙認していたこと
- (b) 原告が訴えている姦通を宥恕していたこと、または
- (c) 訴えが原告の配偶者と共に謀して提出され、もしくは続行されたこと

を認定するとき、第13条のもとでの訴えを棄却することができる。

(2) 裁判所は、原告が

- (a) 婚姻中に姦通を犯していたこと
- (b) 訴えの提起もしくは続行が不合理に遅延していること
- (c) 原告の配偶者に暴行を加えたこと
- (d) 訴えている姦通以前に原告の配偶者を遺棄し、もしくは故意に別居したこと、または
- (e) 姦通を引き起した故意の放置もしくは非行

について責のあったことを認定するとき、訴えを棄却することができる。

第3節 扶助料および扶養料

扶 助 料

第15条 裁判所は、原告が裁判上の別居の判決または配偶者権回復の判決を得る権利を有するとき、その目的のみに限定された訴えにおいて、夫婦の一方に扶助料を与える管轄権を有する。

扶助料のための仮命令

第16条 (1) 申立が

- (a) 扶助料
- (b) 婚姻の解消、または
- (c) 無効宣言、裁判上の別居もしくは配偶者権回復

のための訴えにおいてなされるとき、訴訟係属中の原告に扶助料を支払うための仮命令をすることができ、控訴の場合、終結にいたるまで、さらに仮命令により、扶助料を継続することができる。

(2) 原告が、その出所のいかんを問わず、被告から独立した充分な生活手段を有するとき、仮命令はなされないものとする。

(3) 仮命令は、定期的な金銭の支払いを命じることができ、命じられる扶助料の額は裁判所の裁量による。

(4) 申立が第1項に言及された訴えにおいてなされるとき、裁判所は、時に応じて、原告の必要とする支出のために、裁判所が合理的かつ適切と考える額が被告によって、ある方法で、裁判所が適切と考える人に支払われるよう命じることができる。

裁判上の別居後の扶助料

第17条 (1) 裁判上の別居の判決が言渡されるとき、裁判所は扶助料の訴えにおいて、被告が原告に対し、さらに命令があるまで、または彼等が生存中もしくは短期間、扶助料として定期金を支払うよう命じることができる。

(2) 配偶者権回復の判決が言渡されるとき、裁判所は、判決に従わな

い場合に効力のある類似の命令をすることができる。

生活必需品のための責任

第18条 扶助料のための仮命令または他の命令が存続し、その命令のもとで扶助料の支払が滞っているとき、被告は原告に供された生活必需品について責任を負わない。

財産の処分に関する差止命令

第19条 扶助料のための訴えが提起されるとき、裁判所は、判決の前または後に、被告の不動産または動産が被告の了解のもとに処分されるのを阻止するのに適切な時期および条項による差止命令を与えることができる。

扶助料支払命令の登録など

第20条 扶助料のための命令または判決は、仮のものかどうかを問わず、土地権利事務所に登録されることができ、登録は命令または判決が有効である限り

- (a) 登録がなされている不動産登録管区内に被告が所有する土地の不動産およびすべての登録の利益を拘束し、または
- (b) さらに加えて、被告の土地から生じる終身年金として、被告の責任の登録と同じ方法および効力で作用する。

財産のセトルメント

第21条 夫婦の一方が配偶者の姦通を理由として裁判上の別居判決または離婚判決を得るとき、裁判所は、配偶者が占有権または復帰権を有している財産を、無責当事者および婚姻による子または彼等の一方または双方の利益のために、セトルメントとするよう命じることができる。

離婚または婚姻無効後の支払い

第22条 (1) 離婚判決または婚姻無効を宣言する判決が得られるとき、裁判所は一方当事者に対し、もしあれば、他方当事者の財産、命令がその人の不利になされる当事者の支払能力および両当事者の行為を考慮し、裁判所が満足するまで、他方当事者の生涯を越えない期間、合理的と考

える年金を保証するよう命じることができる。

(2) それが適切と考えるとき、裁判所は、上記に加え、またはそれと併せて、当事者の一方が他方に対し、彼等が共に生存する間、月または週毎に、裁判所が合理的と考える金額を他方当事者の扶養および監護のために支払うよう命じることができる。

(3) 離婚判決において、一方当事者の利益のために、該当事者が姦通を犯しているにもかかわらず、命令を与えることができる。

財産の処分

第23条 絶対離婚または婚姻の無効を宣言する判決が言渡されるとき、裁判所は、婚姻当事者による婚姻前もしくは婚姻後のセトルメントに含まれる財産ならびに婚姻による子もしくは婚姻当事者または双方の利益のための財産の利用について、裁判所が適切と考える命令をすることができる。

配偶者権の回復

第24条 配偶者権回復の判決が言渡され、被告が財産を所有し、または取引による利益もしくは報酬を受け取るとき、裁判所は

- (a) 原告および婚姻による子もしくは彼等のうちの誰れかの利益のために、財産によってセトルメントを作ること、または
- (b) 取引による利益もしくは報酬が原告自身の利益のために原告に、または婚姻による子の利益のために原告もしくは他の人または彼等のうちの誰れかに、定期的に支払われるよう

命じることができる。

扶助料または扶養料の変更

第25条 扶助料、離婚、裁判上の別居、婚姻の無効または配偶者権回復の訴えにおいて、扶助料または扶養料の支払いのための命令がなされる場合に

- (a) 夫婦の一方の財産が増加もしくは減少したか、または
- (b) 夫婦の一方に非行があったか、もしくは離婚し、再婚した

ことが明らかになるとき、裁判所は、時に応じて、支払の時期を変更するか、金額を増加もしくは減少することにより、命令を変更することができるし、または支払いを命じた金額の全部もしくは一部について、命令を一時的に延期し、裁判所が適切と考えるところにより、命令の全部もしくは一部を再び復活させることができる。

第4節 財産保護命令

強 制

第26条 本節の規定は

- (a) 離婚法（カナダ）、本法または他の法律のもとでの裁判所
- (b) 州地区判事（provincial judge）

による扶養料もしくは扶助料または双方の支払いのための判決もしくは命令に適用する。

遺・棄

第27条 (1) 夫婦の一方は、配偶者の側の虐待を理由とするか、または配偶者がそうすることが可能であるにかかわらず、食糧および他の生活必需品を供給することを充分な理由なしに拒否または怠ることにより、事实上

- (a) 彼の配偶者によって遺棄されるか、または
- (b) 彼の配偶者から別居している

とき、本節の意味において、遺棄されているものとみなされる。

(2) 彼の配偶者によって遺棄された夫婦の一方は、申立のための重要な事実をのべる宣誓供述書を治安判事に提出することができ、治安判事は、配偶者が申立人または申立人および彼等の子のための合理的な扶養料の支払いを充分な理由なしに怠り、または拒否したことについて満足を得たとき、州地区判事の面前に出頭するよう、配偶者に呼出状を発行することができる。

(3) 配偶者が州地区判事の面前に出頭するとき、判事は、配偶者に対

し、申立に従い、時に応じて、申立人または申立人および彼等の子の扶養料のための責任を引き受けるかどうか、尋問するものとする。

(4) 配偶者が責任を認めるか、または責任を拒否する場合に、判事が適正な審理ののち、配偶者に責任があると認定するとき、判事は、配偶者が申立人に対し、個人的に、または彼の利益のために命令で指名された第三者に、申立人または申立人および彼の子の扶養料として、判事が夫婦双方の財産を考慮し、合理的と考える扶養料の額を、毎週、半月または毎月、支払うよう命じることができる。

(5) 夫婦の一方が配偶者によって遺棄されることなく、彼等の子を世話するとき、彼は州地区判事に対し、子の扶養に限定された扶養料の支払命令を申立てることができ、申立はすべての他の点について、第2項のもとでの申立として処理されることができる。

(6) 夫婦の一方が彼自身および彼の子のために第2項のもとで申立をし、彼は遺棄された配偶者でないと主張するとき、判事は子の扶養に限定された扶養料を支払うよう命じることができる。

(7) 離婚した人が彼自身の嫡出子および彼の離婚した配偶者を世話または監護しており、子の扶養のための裁判所または判事による命令がないとき、彼は州地区判事に対し、子の扶養料に限定された扶養料のための支払命令を申し立てることができ、申立はすべての点について、第2項のもとでの申立として処理される。

(8) 本条のもとでの申立がなされるとき、申立の当事者は州地区判事に、判事が必要と考える財政上の状報および記録を提出するものとする。

(9) 本条のもとでの手続の一方当事者であり、本条に従った命令により、または命令を拒否されたことにより権利を侵害された人は、裁判所に訴えることができ、刑法典（カナダ）第24節の規定が、すべての必要な修正のうえ、訴えについて適用される。

(10) 第9項の規定にかかわらず、裁判所は、命令により

(a) 命令をし、または命令を拒否した州地区判事への送達ができる

家族関係法 1970年－1993年

なかつたとき、該送達が州地区判事の代わりに、誰れか他の人になされるよう命じることができ

- (b) 送達が対立当事者にできなかつたとき、それに代わる命令、他の送達、公開の広告をし、もしくは通知の送達を手紙に代え、または適切と思われる他の方法をとるよう命令し、また
- (c) 第9項により送達のために定められた期間の経過前または経過後に、さらに20日を越えない期間を定めることができ、該期間内に、必要とされる送達が第9項または本項に従つて行われるべきとき、有効である。

(11) 第9項または第10項に従つて送達された通知を受け取るとき、州地区判事または彼の代わりに送達された人は、それを、命令または拒否を含む書面、それに関連するすべての他の書面および審理において得た証拠の覚書または謄本と共に、申立がなされた裁判管区の書記官に提出するものとする。

(12) 第11項の要求が充たされるとき、書記官は、訴えの審理のため、裁判所に通知するものとし、それは通知の日より14日以内の場所および時間を定めるものとする。

(13) 書記官は、訴えの審理の場所および時間を書留郵便で、訴えのすべての当事者に、審理のために定められた日付より遅くとも10日前までに送達するものとする。

(14) 裁判所は、訴えの審理を、時に応じて、ある場所より他の場所に移すことができ、また新しい時間および場所を定め、裁判所が適切と考える当事者に通知するよう、書記官に指示を与えることができる。

(15) 裁判所は、訴えを決定するため

- (a) 州地区判事によってなされた命令を取り消し、容認もしくは変更し、または本節で言及され、証拠により是認された他の命令をすることができ、また
- (b) 訴えの費用およびその金額について、適切と考える命令をす

ることができる。

(16) 第15項のもとでなされた命令は

- (a) 書記官により、彼に送達された文書および書面と共に、州地区判事に送達されるものとし、また
- (b) 命令が州地区判事により独創的になされたと同様の方法で強制されるものとする。

呼出状

第28条 (1) 本法または他のどれかの法律により、扶養料または扶助料を支払うべく命令をうけた人が、命令により支払うべき金銭の一部または全部を支払わなかつたとき、支払いをうけるべき人は、州地区裁判所の書記官に呼出状の発行を請求することができる。

(2) 呼出状は、個人的に、または州地区判事が書面で指示する方法で送達されることができ

- (a) 被告に対し、そこに記載された日時、場所に出席し、本文中に定められた命令が履行されない理由を呈示するよう要求し
- (b) その送達後、遅くとも10日以内に回答されるものとする。

(3) 申立人および裁判所が適切と考えるすべての証人は、呼出状に対する回答についてなされる調査のため、宣誓のうえ、尋問されることができる。

(4) 適法に送達をうけた被告が呼出状によって要求されるように出席しないか、彼が出席しないことについて充分な理由を示せないか、または扶養料もしくは扶助料の支払命令によって支払うべく要求される金銭を彼が支払うことができないと州地区判事が満足しないとき、判事は命令を下記の方法のどれか、または全部により、強制することができる。

- (a) 罰金または違約金の支払いについての判事の命令を強制するため、刑法典（カナダ）第24節に定められる方法のどれかにより
- (b) 被告が責任を負う扶養料または扶助料の未払金の額を決定す

ることにより

- (c) 裁判所の命令でない命令により支払われる
 - (i) 扶養料の未払金の残額、または
 - (ii) 扶養料もしくは扶助料の額の一方または双方を変更することにより
- (d) 第29条により命じることにより
- (e) 第30条により命じることにより

(5) 州地区判事は、時に応じて、夫または妻の財産の額が、当初の命令がなされて以来、またはそれを変更するのちの命令以降、変化したことを理由に、夫または妻の申立により、命令を変更することができる。

(6) 本条により申立がなされるとき、当事者は判事が必要と考える財政上の状報および記録を彼に提供するものとする。

給料の差押え

第29条 (1) 被告が雇主または彼が業務に従事している他の人から、給料、賃金もしくは他の報酬を受け取り、または受け取る権利を有しているとき、判事は、命令で定められた給料、賃金または他の報酬を命令で定められた場所の州地区裁判所の書記官に支払うよう、命じることができる。

(2) 第1項による命令で特定された給料、賃金または他の報酬の部分には、第28条4項(b)および(c)で判事によって定められた未払金の減額に当たられるべき額を含めることができる。

(3) 第2項による命令は、被告および雇主または被告が業務に従事している他の人に向けられるものとし、また判事が定める時まで、もしくは州地区判事によるその後の命令まで、継続して示されるものとする。

(4) 第1項による命令は、雇主または被告が業務に従事しており、送達されるとき、彼を拘束している人に送達されるものとする。

(5) 雇主または被告が業務に従事している他の人は、前示の被告に通知する命令の送達をうけるものとする。

(6) 雇主または被告が業務に従事している人が1つ以上の事務所を有しており、給料、賃金または他の報酬が、命令の送達される事務所以外の他の事務所を通じて支払われているし、多分そうであろうと思われるとき、命令の送達される事務所の責任者は、直ちに、そこで金銭が支払われているか、多分そうであろうと思われる事務所の責任者に通知するものとし、該金銭は差押えられたものとみなされ、また命令は、命令の通知が、そこで金銭が支払われる事務所で受け取られたときか、または現実に命令が送達されたのち48時間以内か、いずれか早い時期に、送達されたものとみなされる。

(7) 通常の営業場所がアルバータにある組合の構成員の一人または授権された代理人への命令の送達は、本節の目的のために充分である。

(8) 雇主または被告が業務に従事している他の人は、彼等が本節により命令を送達されたことのみを理由にして、被告の業務または助力を終了させないものとする。

(9) 雇主または被告が業務に従事しているすべての人は、賃金条項とは別 の方法で、給料、賃金または他の報酬を支払うよう強制されないものとする。

(10) 本条のもとで命令を送達された人が、正当な理由なしに命令の条項に従わないとき、1000ドルを越えない罰金を支払う責を負う。

命令は強制執行令状とみなされる。

第30条 (1) 州地区判事は、自己の有利に扶養料または扶助料のための命令がなされた夫婦または前夫婦の一方に対し、扶養料または扶助料のための命令を裁判所の執行官に提出することを、命令により許可することができる。

(2) 第1項による命令が執行官に提出されるとき、命令は、時に応じて、命じられた支払いが未払いである額の強制執行令状とみなされる。

(3) 命じられた支払いが未払いであることを言明する州地区裁判所の書記官の証明書は、第1項による命令と同時に提出されるものとする。

(4) 命じられた支払いが未払いであることを言明する州地区裁判所の書記官のさらなる証明書は、時に応じて、提出されることができ、また提出されたとき、第1項により提出された命令は、証明された未払いの総額とみなされるものとする。

(5) 州地区裁判所の書記官の証明書は、すべての目的のため、強制執行令状の更新とみなされる。

(6) 他のいかなる法律にもかかわらず、本条のもとで提出された扶養料または扶助料のための命令は、命令後の最近3ヵ月間に支払われる全扶養料または扶助料に等しい額のため、他の強制執行令状に優先する。

(7) 第6項にかかわらず、本条は、「執行債権者法」第6条または「雇傭標準法」第113条および第114条のもとでの請求の効力を有しない。

(8) 本条により出された扶養料または扶助料のための命令が、本法または他の法律に従い、判事によって変更されるとき、変更命令は、裁判所の執行官に提出されることができ、第4項のもとで提出されたその後の証明書は、変更された命令のもとでの未払額に従うものとされる。

金銭債務の差押え

第31条 (1) 本条において、債務者とは、裁判所または判事の命令により、扶養料または扶助料を支払うよう要求されており、夫婦または前夫婦の一方に金銭を支払うべく義務づけられ、または責任を負う人を意味する。

(2) 自己の有利に扶養料または扶助料の支払いを命じられた人の申立により、州地区判事は、(賃金または給料以外の)指名された債務者から支払われるか、生じるべきすべての債務、義務および責任が債務者により、命令で指定された場所において、州地区裁判所の書記官に支払われるよう命じることができる。

(3) 申立は、一方的に本条によりなされることができる。

(4) 本条による命令は、被告が責任を負っている扶養料または扶助料の未払額にのみ関連するものとする。

(5) 判事は、第2項により命令をするに先立ち

- (a) 申立人に対し、扶養料または扶助料を支払うよう命じられた人が、命令により要求された支払いをしなかったこと
- (b) 債務者がアルバータに居住していること、および
- (c) 本条による命令が言渡されなければ、申立人が彼の請求の全部または一部を取り立てることができないか、または彼の請求を取り立てることが不合理に遅延しそうな合理的な可能性があること

について満足すべきものとする。

(6) 第2項によりなされる命令は、命名で指名された債務者に送達されるものとし、命令の送達は、債務者から生じる債務または申立人の請求を満足させるに必要な債務および判事が命令によって定める費用を拘束する。

(7) 命令の写しは、債務者が州地区裁判所の書記官に支払ったのち20以内に、被告に送達されるものとする。

(8) 被告が1つ以上の事務所を有しており、扶養料または扶助料を支払うよう命じられた人の責任と主張された金銭は、命令が送達された事務所以外の事務所を通じて支払われ、または支払われることができるし、命令が送達される事務所の責任者は、金銭が支払われ、または支払われることができる事務所の責任者に、直ちに、通知するものとし、該金銭は差押えられたものとみなされ、命令は、金銭が支払われる事務所において命令の通知が現実に受け取られたとき、または命令が現実に送達されたのち48時間、のいずれか早い時期に受け取られたものとみなされる。

(9) アルバータにおいて事業を営む組合が負う債務は、1人またはそれ以上の組合の構成員がアルバータ外に居住している場合に、命令が組合を管理もしくは運営している人または構成員の誰かに送達されるとき、本条により差押えられることができる。

(10) 組合の名で責任を阻止する答弁書は、組合を確認するのに充分で

ある。

- (11) 命令が債務者に送達されたのち、10日以内に、債務者は
- (a) 州地区裁判所の書記官に
 - (i) 扶養料または扶助料を支払うべく命じられた人に彼が支払う正当な金銭および
 - (ii) 命令を満足させるに充分な金額および判事によって決定された費用のうち少額の方を支払うか
 - (b) 州地区裁判所の書記官の事務室に、金銭は正当に生じているが、まだ支払うことができず、将来の特定の日または特定された事件の生じる日に支払うべく答弁書を提出するか
 - (c) 州地区裁判所の書記官の事務室に、扶養料または扶助料を支払うべく命じられた人に対する彼の責任を争う答弁書を提出するか、または
 - (d) 州地区裁判所の書記官の事務室に、差押えられた債務は第三者に属するか、属すると思われ、債務者の知る限りにおいて、その人の氏名および住所を陳述する答弁書を提出するものとする。
- (12) 債務者が第11項(b)による将来の特定の日または特定された将来の事件の発生と同時に、答弁書を提出するとき、債務者は州地区裁判所の書記官に、扶養料または扶助料の支払いを彼に命じた命令の送達のときに正当に生じている金銭、または命令を満足させるに充分な金額および判事によって決定された費用、のうち少額の方を支払うものとする。
- (13) 債務者が第11項(c)による答弁書を提出するとき、債務者は責任が争われている理由をのべるものとする。
- (14) 債務者が第11項(d)による答弁書を提出する場合に、判事が別の命令をするときは別として、債務者は答弁書と共に、州地区裁判所の書記官に、差押えられた債務または命令を満足させるべく要求される債務お

より判事によって決定された費用のうち、少額の方を支払うものとし、また彼の承知している限りの事情および理由をのべるものとする。

(15) 債務者が

- (a) 州地区裁判所の書記官に支払わないか
- (b) 第11条(c)もしくは(d)のもとで答弁書を提出するか、または
- (c) 州地区裁判所の書記官に支払わず、第11条(c)もしくは(d)のもとで答弁書を提出しないとき

書記官は、直ちに、原告に通知するものとする。

(16) 第15条により原告が州地区裁判所の書記官より通知をうけるとき、彼は第19項による命令を得るため、州地区裁判所の所在する裁判管轄区域内の女王座裁判所へ申立の通知を提出することができる。

(17) 申立の通知は、当初の差押命令を発した州地区裁判所の書記官、被告、債務者および差押えられた金銭について利害関係を主張する他の人に送達されるものとする。

(18) 第17項による申立の通知をうけるとき、州地区裁判所の書記官は、直ちに、女王座裁判所の書記官に

- (a) 第2項によりなされた命令
- (b) もしあれば、答弁書
- (c) 審理において得られた証拠の録取書または謄本および
- (d) 審理において提出されたすべての書面および証拠書類を転送するものとする。

(19) 申立の審理に当たり、女王座裁判所は

- (a) 差押手続において生じる問題を即座に決定し
- (b) 差押手続において生じる問題を決定するため、争点の審理を命じ
- (c) 適切な他の命令をする

ことができる。

(20) 債務者が州地区裁判所の書記官に支払うとき、書記官は直ちに、

支払いの額を申立人および被告に通知するものとする。

(21) 第19項によりなされた命令に従い、女王座裁判所の書記官に支払いがなされるとき、書記官は、直ちに、金銭を当初の差押命令を発した州地区裁判所の書記官に支払うものとする。

(22) 債務者による州地区裁判所の書記官への支払いは、支払いの範囲において、彼を被告に対して有効に免除する。

国王は拘束される。

第32条 本節によりなされる命令は、国王を拘束する。

命令により申立人に支払われた金銭

第33条 本節により州地区裁判所の書記官に支払われた金銭は、一方的になされる申立または命じられる通知にもとづき、州地区判事の命令により、金銭について権利を有する人に支払われることができる。

金銭は差押えられない。

第34条 本節によりなされた命令に従い、州地区裁判所の書記官に支払われた金銭は、差押えられることができない。

審理を延期したうえでの支払い

第35条 配偶者に扶養料または扶助料を支払うよう命じられた人による審理の延期の申立により、州地区判事は延期を認めないことを条件として、もしあれば、延期の期間中、その人が彼の配偶者に、州地区判事が適切と考える額を支払うよう命じることができる。

内々での審理

第36条 (1) 本節により生じる事件は、州地区判事の自由裁量により、内々で審理されることができる。

(2) 州地区判事は

(a) 他方配偶者に対する通知ののち、支払いを命じられた人の事件における申立を再審理することができ、また

(b) 再審理のうえ、州地区判事が適切と考えるように命令を追認し、取り消しまたは変更

することができる。

命令の登録

第37条 (1) 扶養料または扶助料のための命令は、土地権利事務所に登録されることができ、登録は、命令が有効である限り

(a) 扶養料または扶助料の支払いを命じられた人が、登録されている土地登録管区内にある土地について所有する不動産権およびすべての記述についての利益を拘束し

(b) これらの不動産権または利益のうえに、終身年金として扶養料または扶助料の支払いを命じられた人が、その人の土地のうえに責任の登録をするのと同様の方法および同様の効力で、作用するものとする。

(2) 第1項により自己の不利に土地に命令が登録された人は、裁判所に対し、土地権利登録官が第1項による命令の登録を抹消するよう指示する命令を申し立てることができる。

(3) 裁判所は、土地権利登録官に対し、裁判所が必要と考える条件および期限のもとで、扶養料または扶助料の支払いを命じられた人の不動産権および利益の一部または全部について、第1項によりなされた登録を抹消するよう指示する命令をすることができる。

刑法典の適用

第38条 (1) 本法または他の法律により別の定めがなされるとき、またそれらが本節の意図に反する範囲を除き、刑法典（カナダ）第23節および第24節は、本節による手続に適用する。

(2) 本節のいかなる部分も、本節がなければ、彼または彼女が他の方法をもったと思われる、夫婦の一方より配偶者に対する民事上または他の法律上の救済について、偏見をもち、縮減し、奪い取り、打破するかまたは他の方法で影響を及ぼすものと解釈されないものとする。

準 則

第39条 評議会における副知事は

家族関係法 1970年－1993年

- (a) 本節により適用し、本節によるすべての手続について一般的に規則を定める
- (b) 書式を定め、それらの利用について定める
準則を制定することができる。

第5節 配偶者権の喪失

配偶者の退去を誘うこと

第40条 ある人が法律上の正当な理由なく、承知のうえ、故意に夫婦の一方に対し、その意思に反して配偶者の許から退去するよう説得または誘引する場合に、夫婦の一方がその配偶者との交際および慰安を奪われるとき、夫婦の一方による損害賠償の請求に対し、責任を負う。

配偶者をかくすこと

第41条 夫婦の一方の意思に反し、その配偶者を受け入れ、かくし、引き止める人に対し、夫婦の一方は損害賠償を請求する権利を有する。

かくすことを提訴できないとき

第42条 第41条により

- (a) 被告の行為が行われた場合に、原告および原告の配偶者が合意により別居していたか、または裁判上で別居していたとき
 - (b) 原告が彼または彼女の配偶者に対して虐待しており、被告が人道にもとづいて原告の配偶者を引き止めていたか、または
 - (c) 原告が彼または彼女の配偶者を虐待しており、配偶者を人道にもとづいて引き止めているとき
- いかなる訴えも提起できない。

権利侵害による配偶者権の喪失

第43条 (1) ある人が故意に、または契約とは別個に存在するなんらかの義務を怠ることにより、夫婦の一方に身体的な損害を蒙らせ、それにより、その配偶者から夫婦の一方との交際および慰安を奪ったとき、身体的な損害を加えた人は、夫婦の一方の蒙った喪失による損害賠償の

訴えに対し、責任を負う。

(2) 第1項に言及した訴えを提起する夫婦の一方の権利は、配偶者に加えられた損害を理由として配偶者が有しているか、または夫婦の一方が配偶者の名で有しているなんらかの訴権に付加し、それらと独立のものである。

第6節 婚姻詐称

婚姻詐称の訴え

第44条 (1) ある人が持続的かつ不正に、彼は他人と婚姻していると主張するとき、その他人は、婚姻詐称の訴えにより、その主張をすることを禁止する判決を得ることができる。

(2) この判決は、主張がなされることをつねに承知していた人の利益に与えられないものとする。

第7節 未成年者の後見および監護

定 義

第45条 本節において、“裁判所”とは、女王座裁判所または私室での代理官裁判所の判事を意味する。

後 見

後見人の権限

第46条 本法により選任または任命された後見人の権限が別の方法で制限される場合を除き、各後見人は、後見の継続する間

- (a) 未成年者の利益のために行為することができ
- (b) 未成年者の名において、法廷に出廷し、訴訟または手続を遂行または防禦することができ
- (c) 第51条により裁判所が要求する担保を提供したのち、不動産または動産を問わず、未成年者の財産を注意して管理し、未成年者に支払われる適法な金銭を受領し、それについて債権を放

棄することができ、また

- (d) 未成年者の身体を監護し、彼の教育を世話する。

後見人

第47条 管轄権を有する裁判所が別の命令をするときを除き、未成年者の子の共同後見人は

- (a) 母、および

- (b) 父

(i) 彼が子の出生時に子の母と婚姻していた

(ii) 彼が子の母と婚姻しており、婚姻が

(A) 婚姻無効の判決が子の出生前300日を越えない期間に
言渡されたか、または

(B) 離婚判決が子の出生前300日を越えない期間に言渡さ
れたとき

(iii) 彼が子の母と少くとも子の出生直前の一年間、同居して
いたか、または

(iv) 彼が子の出生後に母と婚姻し、彼は子の父であることを
承知していたとき

である。

(2) 第8節により、父と宣言された人の申立により、裁判所がそれが子の最善の利益であり、申立人は子に対する後見人としての責任を引き受けることができるし、それを望んでいることに満足するとき、裁判所はその人を他の後見人と共に共同後見人として任命することができる。

後見人の任命

第48条 (1) 未成年者の後見人は、捺印証書または遺言により、未成年者の親の死亡後、ある人を未成年者の身体および財産権またはその一方の後見人と定めることができる。

(2) 未成年者の後見人に指名された人は、他方の親または他方の親によって指名された後見人と共同して行為するものとする。

裁判所は後見人を指名することができる。

第49条 裁判所は、時に応じて、未成年者の父もしくは母または未成年者の死亡した父もしくは母により指名された後見人と共同して行為する、未成年者の身体および財産権またはその一方の後見人を指名することができる。

未成年者の申立

第50条 未成年者または未成年者の利益のために誰れかの申立により

- (a) 未成年者に親もしくは法律上の後見人のいないこと、または
- (b) 親もしくは法律上の後見人は、未成年者を後見するのに適切でも適任でもないこと

が明らかになるとき、裁判所は、未成年者の身体および財産権の後見人またはその一方のための後見人を指名することができる。

後見人による担保

第51条 裁判所による別の命令のない限り、未成年者の財産権の各後見人は、後見人が公共受託者であるときを除き、もしあれば、裁判所により命じられた担保を提供するものとする。

後見人の解任

第52条 (1) 遺言による後見人および後見の命令または後見の勅許状により指名された後見人は、受託者が解任されると同様の理由で裁判所により解任されることがある。

(2) 第1項に言及された後見人は、裁判所の許可を得て、裁判所が適切と考える条件および期限により、彼の職務を辞退することができる。

鋤奉仕による後見

第53条 生来および後天的な鋤奉仕による後見は廃止される。

監護

子の監護

第54条 (1) 裁判所は

- (a) 裁判上の別居の判決、または

(b) 仮もしくは終局を問わず、離婚判決

を言渡しながら、その人の非行を理由に判決を言渡される親は、もしあれば、婚姻による未成年の子の監護をするのに不適任であると宣言することができる。

(2) 婚姻による未成年の子の監護をするのに不適任と宣言された親は、他方の親の死亡に当り、当然の権利として、これらの子の監護または後見をする権利を有しない。

(3) 裁判所は、いつでも、第1項に言及された宣言を取消すことができる。

子の再監護の合意

第55条 (1) 両親が

- (a) 同居していないか、または
- (b) 離婚もしくは裁判上で別居している

とき、いずれの親が婚姻による未成年の子の監護、監督および教育をするか、書面で合意することができる。

(2) 両親が第1項に規定された事項について合意に達しないとき、一方の親は裁判所にそれを決定するよう申し立てることができる。

親の面接権についての合意

第56条 (1) 裁判所は

- (a) 未成年者の父もしくは母、または
- (b) 近親がなく申し立てる未成年者

の申立により、未成年者の監護および一方の親の未成年者との面接権について、適切と考える命令をすることができる。

(2) 第1項による命令をするに当り、裁判所は

- (a) 未成年者の福祉
- (b) 両親の行為、および
- (c) 父と同様に母の希望

を考慮するものとする。

(3) 裁判所は、一方の親の申立により、または一方の親の死亡後に、本節のもとで指名された後見人の申立により、命令を変更または取消すことができる。

(4) 裁判所は、第1項に言及された各場合に、裁判所が適切と考える費用について、命令することができる。

(5) 裁判所はさらに、父もしくは母の財産上の事情または未成年者が権利を有している財産権の価額を考慮しながら、父もしくは母の支払いによるか、または未成年者が権利を有する財産権による支払いか、時に応じて、裁判所が適切と考える額の扶養料のための命令をすることができる。

子の養育または監護の命令の棄却

第57条 (1) 未成年者を養育する法律上の責任を負う人または未成年者を監護する権利を有する人を、爾後、〈他の責任者〉とよぶ。

(2) 未成年者の養育または監護の命令のため、親または他の責任者によりなされた申立により、裁判所の意見によれば、親または他の責任者が

- (a) 未成年者を放置もしくは遺棄したか、または
- (b) 他の方法で裁判所が未成年者を監護する権利を強制することを拒否すよう、彼自身で行為した

とき、裁判所は、裁量により、申し立てられた命令を拒否することができる。

費用支払命令

第58条 裁判所はその裁量により

- (a) 未成年者の養育の申立について、未成年者が他の人または学校もしくは施設により養育されており、さらに
- (b) 裁判所が未成年者は親または他の責任者に引き渡されるべきであると命じるとき

親または他の責任者は、未成年者を養育している人、学校または施設に、

家族関係法 1970年－1993年

未成年者の養育のため、適切に必要とされる費用の全部または事件のすべての事情を考慮して、適切かつ合理的と思われる部分を支払うよう、命令することができる。

命令を拒否

第59条 ある人または他の責任者が

- (a) 彼の未成年者を放置もしくは遺棄したか、または
- (b) 彼の未成年者が他の人または学校もしくは施設により、親または他の責任者が彼の親としての義務に気付かなかったことを裁判所に満足させるような期間および事情のもとで、その他人または施設の費用により養育されることを許したとき

裁判所は、未成年者を親または他の責任者に引き渡す命令をしないものとする。ただし、裁判所が未成年者の引渡命令が未成年者の福祉になるべきことを満足するときは、この限りでない。

宗教

第60条 (1) 親または他の責任者による未成年者の養育または監護の申立により、裁判所の意見によれば

- (a) 親または他の責任者が子を監護すべきでなく、また
- (b) 未成年者は、親または他の責任者が、未成年者がそれにより養育されるべきでないことを要求する権利を有するのとは別の宗教のなかで養育されるべきであるとき

裁判所は、親または他の責任者が、未成年者はそれにより養育されるべきことを要求する権利を有する宗教により養育されることを確保するために適切と考える命令をすることができる。

(2) 本法のどの規定も

- (a) なすべき命令を考慮しながら、未成年者の意思を調査する裁判所の権利に干渉もしくは影響したり、または
- (b) 未成年者が現在有している自由な選択行使する権利を減少させることはない。

衡平法の規則

第61条 衡平法の規則は、それらが本法と矛盾しないとき、未成年者の監護および教育に関連する問題について、優先する。

第8節 親子関係の創設

本節の適用

第62条 本節は

- (a) 児童福祉法第11条1項による申立、または
- (b) 「親子関係および扶養法」による申立が本法第68条による申立と結合しているとき、「親子関係および扶養法」

に適用しない。

親子関係の推定

第63条 (1) アルバータの法律のすべての目的のため、可能性の比較考量により、反対の立証がない限り、ある人は下記の事情のどれかにより、子の父であると法律上で推定される。

- (a) その人は、子の出生のとき、子の母と婚姻していた
- (b) その人は、子の母と婚姻しており、婚姻が
 - (i) 子の出生前300日を越えない期間に婚姻無効の判決が言渡されたか、または
 - (ii) 子の出生前300日を越えない期間に離婚判決が言渡された
- (c) その人は、子の出生後に子の母と婚姻し、彼は子の父であることを認知した
- (d) その人は、子の出生前、少くとも1年間、子の母と同居していた
- (e) その人は、人口動態統計法またはアルバータ以外の州における類似の立法により、彼自身および子の母との共同の請求で、子の父として登録されている

家族関係法 1970年－1993年

(2) 第1項および他の法令の間に矛盾が存在するとき、他の法令が優先する。

親子関係の宣言

第64条 (1) ある人の父、母または子と主張する人は、裁判所に訴訟開始の通知をすることにより、親子関係の宣言を申し立てができる。

(2) 裁判所は、可能性の比較考量により、子の父または母と自称する人が子の父または母であると満足するとき、親子関係の宣言を言渡すものとする。

(3) 本条による申立は、子の利益のためまたは子の利益のために行為する人により、提出されることができる。

(4) 裁判所は、本条により、子またはその人に対して申立をする自称親がアルバータに居住しているとき、管轄権を有する。

(5) 本条による親子関係の宣言は、アルバータのすべての法律の目的のために適用される。

取消の申立

第65条 (1) 親子関係の宣言は、本条により取り消されるまで有効である。

(2) 親子関係の宣言を取り消す申立は、裁判所の許可を得て、裁判所になされることがある。

(3) 申立の通知は、第66条1項および2項に定められる人に行われる。

(4) 申立を審理する裁判所は、親子関係の宣言を追認し、または取り消すことができる。

(5) 親子関係の宣言の取り消しは、宣言が有効である間に与えられた権利に影響を及ぼすことはない。

申立の通知

第66条 (1) 裁判所が別の命令をするときを除き、親子関係の宣言を申し立てたことの通知は

- (a) 12才またはそれ以上であるとき、子と主張される人
 - (b) 子と主張される人の後見人、子の世話および監督をする人またはその子の利益のために行為すべく指名された人、および
 - (c) 親と主張し、または自称する他の人
- になされるものとする。

証 拠

第67条 裁判所は

- (a) 第63条により存続している親子関係の推定を考慮するものとし、また
- (b) 明示または默示に子の親子関係を決定する管轄権を有する裁判所の命令または判決を証拠として許可するものとする。

申立の追加

第68条 裁判所は、職権により、または当事者の誰れかの申立により、本節による申立に付加し、裁判所が適切と考える指示に従い、「親子関係および扶養法」による申立を付加することができる。

血液検査その他

第69条 (1) 当事者の一方の請求または職権により、裁判所は、命令で指名された人から、裁判所が適切と考える血液検査その他の検査をうけることを許可し、またその結果を証拠として許可する命令をすることができる。

(2) 第1項による命令は、裁判所が適切と考える条件および期限に従ってなされることができる。

(3) ある人についてのいかなる検査も、彼の同意なしに行われないものとする。

(4) 第1項による命令で指名された人が年令または無能力を理由に同意を与えることができないとき、同意はその人の後見人によって与えられることができる。

(5) 第1項による命令で指名された人またはその人の後見人が、時に

家族関係法 1970年－1993年

応じて、命令で指示された検査に同意することを拒否するとき、裁判所は、子の利益のため、将来の手続における子の権利を害することなく、それが適切と考える推理をすることができる。